

総合評価方式における低入札価格調査制度の実施について

現在、本市においては、総合評価方式による建設工事の入札について、ダンピング受注の防止策として、最低制限価格制度を適用して落札者を決定しておりますが、平成29年9月に国から総合評価方式による建設工事への低入札価格調査制度の適用について要請があったため、平成30年4月から、次のとおり低入札価格調査制度を適用して落札者を決定することとします。

1 変更の内容

(1) 適用する制度

総合評価方式による建設工事において

《変更前》最低制限価格制度 → 《変更後》低入札価格調査制度

(2) 適用する時期

平成30年4月1日（同日以降に入札を公告する適用案件）

2 低入札価格調査制度の内容

(1) 制度の概要

- 調査基準価格と失格基準価格を設定し、両基準価格間の入札を行った者について低入札価格調査を行い、当該契約の内容及び適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、当該入札者を落札者としません。

(2) 調査基準価格

- 当該契約の内容及び適合した履行がされないおそれがある基準の価格として定めます。
- 算式は最低制限価格制度と同様です。

(3) 失格基準価格

- 入札金額が失格基準価格に満たない時は、当該契約の内容及び適合した履行がされないおそれがあると認め、落札者としません。
- 失格基準価格は、国が示す地方公共団体向け総合評価実施マニュアル等を踏まえ、予定価格に応じた算式により設定します。

失格基準価格＝

(直接工事費×a+共通仮設費×b+現場管理費×c+一般管理費×d) ×ランダム係数

係数	予定価格	5千万円未満	5千万円以上3億円未満		3億円以上
	経費区分				
a	直接工事費	0.873	$0.873 - 0.0873 \times (\text{予定価格} - 50,000,000\text{円}) / 250,000,000\text{円}$		0.7857
b	共通仮設費	0.81	$0.81 - 0.081 \times (\text{予定価格} - 50,000,000\text{円}) / 250,000,000\text{円}$		0.729
c	現場管理費	0.81	$0.81 - 0.081 \times (\text{予定価格} - 50,000,000\text{円}) / 250,000,000\text{円}$		0.729
d	一般管理費	0.495	$0.495 - 0.0495 \times (\text{予定価格} - 50,000,000\text{円}) / 250,000,000\text{円}$		0.4455

(表中の「予定価格」は税込とする。)

(係数 a, b, c, d は、それぞれ小数第4位までとし、小数第5位を切り捨てる。)

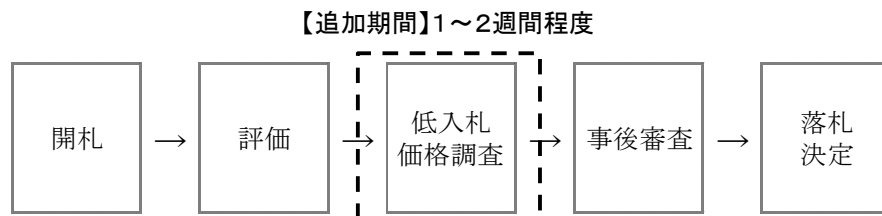
- ・ 失格基準価格の算出に用いる直接工事費，共通仮設費，現場管理費，一般管理費の経費区分は，最低制限価格制度における工事の種類ごとの経費区分と同様です。

(4) 低入札価格調査

- ・ 調査対象の入札者から，当該価格で入札した理由，入札金額の積算内訳等に関する資料の提出を求めます。
- ・ 呉市は，提出された資料，当該入札者とのヒアリングにより，当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断します。

(5) 開札後の流れ

- ・ 標準的な開札後の流れは次のとおりです。



(6) 調査対象者と契約する場合の措置

- ・ 瑕疵担保責任の存続期間を，工事目的物の引き渡しを受けた日から4年（木造の建築物等の建設工事及び設備等の場合にあつては2年）以内とします。
- ・ 総括監督員による現場点検の対象とします。

※ 詳細については，4月下旬をめどに呉市契約課ホームページにおいてお知らせします。